

Ⅲ 民営化で目的を達成できると判断した事務事業

整理 No.	課名	事業 CD	事務事業名称	区分	③民営化できるか	評価調整委員会判断	
					理由	区分	理由
1	子育て支援課	3 1 6 7	保育園運営事業	自治 事務	市町村は、保育園に欠ける児童で保護者から申し込みがあった場合は、保育所において保育しなければならないと児童福祉法第24条に規定されていることから、入園決定について民間事業者に移行することは困難であるが、保育園の運営部分(保育園職員の人事や施設の維持管理等)を民間事業者等に移行することは可能である。	可能性はある	現在、保育園の民営化が推進されている。